

浄水場汚泥を原料とする製造業者の汚泥からの放射性物質検出に伴う営業損害につき、東京電力への直接請求で打ち切られた平成24年3月分以降の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	営業損害
期 間	自 平成24年3月1日 至 平成24年5月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金167万2803円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月14日

（仲介委員 戸部秀明）